

# 重要事項説明書

## (小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)

介護保険施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令 40 号 5 条に基づいて、当事業者がご利用者様に説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 溪仁会
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北3条西28丁目2番1号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 谷内 好
電話番号	(011)640-6767

### 2. ご利用施設

施設の名称	サテライト型小規模多機能ホーム るびなす
施設の所在地	札幌市白石区東札幌5条3丁目2番地32 クレア東札幌103号室
都道府県知事許可番号	0190502484
管理者の氏名	管理者 澤田 大恵
電話番号	(011)595-8461
FAX番号	(011)595-8462

### 3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		備考
	指定年月日	定員	
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設	平成19年7月1日	29名	3ユニット
小規模多機能型居宅介護	平成19年7月21日	29名	通い18名・泊まり6名

### 4. 事業所の目的と運営の方針

事業所の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営の方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

### 5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域：札幌市白石区の全域・中央区の一部・豊平区の一部

※：対象地域以外の方がご利用される際には距離に応じた料金をお支払いいただきます。

(2) 営業日及び営業時間

営業日：年中無休	通いサービス	*午前9時から午後4時00分	宿泊サービス	午後4時から翌日午前9時
	訪問サービス	随 時		

\* 通いサービスにつきましては、送迎対応が可能な時間を明記しております。早朝や時間延長等における時間外のご利用につきましてはお気軽にご相談ください。受付・相談等につきましては、午前9時から午後5時半まで対応しております。

### 6. 施設の概要

サテライト型小規模多機能ホーム るびなす

敷 地	557.25㎡	登録定員	介護予防小規模多機能型居宅介護を含む18名(通い9名・宿泊3名)		
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造2階建	延床面積	123.38㎡	

#### ・主な設備

設備の種類	数	備 考	設備の種類	数	備 考
宿泊室	3	個室3：テレビ・ベッド	トイレ	1	
居間及び食堂	1	食堂テーブル2 椅子12脚 テレビ	浴室	1	個別浴
台所	1				

7. 職員体制（法令で定める職員配置を基準とする）

従業者の職種	区 分		常勤換算後の 人員	備 考
	常勤	非常勤		
管理者	1		0.4	介護支援専門員と介護職員と勤務
介護支援専門員	1		0.4	管理者と介護職員と兼務
看護職員				本体事業所の職員が対応
介護職員	6	3	6.8	管理者と介護支援専門員と兼務

8. サービスの種別と内容

(1) 介護保険給付によるサービス（介護保険の1割自己負担）

サービスの種別	通いサービス・訪問サービス・泊まりサービス
---------	-----------------------

(2) 介護保険給付外サービス（料金表に明記していない項目）

種 別	内 容	自己負担額
レクリエーション・クラブ活動	ご利用者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。	実 費
情報の開示	ご利用者様は、サービス提供についての記録を開示請求することができます。開示請求を受け、会議・委員会を通じて、開示の諾否を決定し、結果を書面により通知します。開示を写しの交付で行う場合、開示手数料が発生する場合があります。	実 費

◎ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) その他

理美容 (要予約) 隔週月曜日	カットのみ	1,870 円	カラーカット「ブロー込」	5,500 円
	顔そりのみ	1,100 円	チオパーマ「カット・ブロー込」	5,500 円
	カット・顔そり	2,750 円	シスパーマ「カット・ブロー込」	6,600 円
	カット・シャンプー	2,750 円	パーマ+カラー	11,000 円
	カット・顔そり・シャンプー	3,300 円	プレミアムメニュー	パーマ又はカラーの料金に+1,100 円

(4) 利用料金のお支払い方法：前記(1)、(2)の料金・費用は、口座引き落としを原則としてお支払い頂きます。

(5) 利用の中止、変更、追加

- \* 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスは、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）に定められた内容を基本としつつ契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通い、訪問または宿泊のサービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- \* 利用予定日の前に、ご利用者様の都合により小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- \* 介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。
- \* サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

(6) 小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)について

- ・小規模多機能型居宅介護サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。
- ・事業者は、ご利用者様の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者様と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は、書面に記載してご利用者様に説明の上交付します。

9. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについてご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設苦情等申立て窓口（管理者 澤田）までお気軽にご相談下さい。また、ご意見箱を設置しておりますのでご利用下さい。責任をもって調査、改善をさせていただきます。又、当法人では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しております。

・ご利用ご相談窓口

サテライト型小規模多機能ホーム るぴなす	011-595-8461	苦情解決責任者 星 行夫
		苦情受付担当者 澤田 大恵

## 10. 事故発生時の対応

当サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者様のご家族、身元引受人等関係者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、当施設に過失があった場合は、その損害を賠償します。尚、サービスのご利用にあたっては、防ぎきれない事故等のリスクがあることもご理解下さい。

## 11. サービスご利用にあたっての禁止事項について

(1) 職員に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

### ○パワーハラスメント例

- ・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる 等
- ・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な要求 等

### ○セクシャルハラスメント例

- ・必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話しをする、手を握る 等

(3) 無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行なうこと。

(4) その他前各号に準ずる行為。

ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合はサービス中止や契約を解除する場合があります。

## 12. 個人情報保護

事業所は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご入居者様やご家族様に関する情報を適正に保護します。

## 13. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともにその内容についての評価、要望、助言を受けるため、運営推進会議を設置しています。

## 14. 協力医療機関・関連医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて次の機関を協力医療機関・関連医療機関として連携体制を整備しています。

### \* 協力医療機関

医療機関の名称	ホームケアクリニック麻生
所在地	札幌市北区北38条西4丁目2-30
電話番号	(011)600-6381
診療科	在宅診療、内科、緩和ケア内科 小児科
入院設備	無し

医療機関の名称	広川内科クリニック
所在地	札幌市白石区本通3丁目南2-38
電話番号	(011)861-2026
診療科	内科
入院設備	無し

医療機関の名称	医療法人 白石中央病院
所在地	札幌市白石区平和通3丁目北2番3号
電話番号	(011)861-8171
診療科	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科
入院設備	有り

医療機関の名称	札幌歯科口腔外科クリニック
所在地	札幌市厚別区中央1条6丁目 ホクノー新札幌ビル3階
電話番号	011-801-1400
診療科	歯科・口腔外科
入院設備	無し

### \* 関連医療機関

医療機関の名称	医療法人 溪仁会 西円山病院
所在地	札幌市中央区円山西町4丁目7番25号
電話番号	011-642-4121
診療科	内科、リハビリテーション科、歯科 神経内科
入院設備	有り

## 15. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「るびなす消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「るびなす消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	誘導灯、ガス漏れ報知器、カーテン（防災加工のあるもの）を使用しております。
消防計画等	白石消防署への届出日：平成 31年 4月 3日 防火管理者：吉澤 悠輔

## 16. 虐待の防止のための措置

虐待は高齢者の尊厳の保持や、人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が高い。「高齢者虐待防止法」に則り、虐待の防止に関する措置を講じる。

### (1) 虐待の未然防止

当事業所は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供に当たる。研修等を通じて、養介護事業としての責務・適切な対応の理解に努める。

### (2) 虐待の早期発見

養介護従事者は虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらの早期発見に努めるとともに、発見時必要な措置を行なう。

### (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報する。また、市町村等が行なう虐待等に対する調査等へ協力する。

### (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置と指針の策定

当該委員会は虐待防止のための指針の策定、職員教育、虐待等の早期発見や通報に関すること、そして虐待等に関する相談・報告窓口として設置する。また、虐待等の再発防止策の設定や評価を行う。

## 17. 当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

- ・ 来訪、面会 : 面会時間 9時～20時
- ・ サービス利用に関わるリスク : サービス利用中は、安全に配慮したサービス提供を徹底致しますが、防ぎきれない事故等のリスクがあることについてご理解下さい
- ・ 居室、設備、器具の利用 : 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反してご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・ 喫煙・飲酒 : 喫煙は全面禁煙となっております。尚、ご利用者様の病状や他のご利用者様とのトラブルの状況によっては飲酒をお断りする場合があります。
- ・ 迷惑行為等 : 騒音等其他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
- ・ 所持金品の管理 : ご本人様、ご家族様にて管理をお願いします。  
(日常生活上の買物等に伴う少額の金銭の所持は可能です。)
- ・ 宗教活動、政治活動 : 事業所内での他のご入居者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- ・ 動物飼育 : 事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・ 高額介護サービス費 : 毎月の利用料（介護保険1割負担額）が次項の上限額を超えた場合に高額介護サービス費が支給されます。
- ★（利用者負担段階） : 第1段階 15,000円/月（個人）・第2段階 15,000円/月（個人）24,600円/月（世帯）  
: 第3段階 24,600円/月（世帯）・第4段階 44,400円/月（世帯）  
: 第5段階 93,000円/月（世帯）・第6段階 140,100円/月（世帯）
- \* 申請につきましては、ご本人様・ご家族様で行って頂きます。初回の申請のみ行って頂くと、2回目以降の申請がなくても自動的に高額介護サービス費が払い戻されます。ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。なお、過去に介護保険料の滞納があるときは給付されない場合があります。

18. 料金表

(小規模多機能型居宅介護)

要介護度	介護保険利用者負担分		
	月 額	※ 日 額	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
要介護1	1割負担：10,601円	1割負担：349円	1割負担：651円/月
	2割負担：21,201円	2割負担：698円	
	3割負担：31,801円	3割負担：1,047円	
要介護2	1割負担：15,579円	1割負担：513円	2割負担：1,302円/月
	2割負担：31,157円	2割負担：1,025円	
	3割負担：46,736円	3割負担：1,538円	
要介護3	1割負担：22,662円	1割負担：746円	3割負担：1,953円/月
	2割負担：45,324円	2割負担：1,491円	
	3割負担：67,986円	3割負担：2,237円	
要介護4	1割負担：25,011円	1割負担：823円	3割負担：1,953円/月
	2割負担：50,022円	2割負担：1,646円	
	3割負担：75,033円	3割負担：2,469円	
要介護5	1割負担：27,578円	1割負担：908円	3割負担：1,953円/月
	2割負担：55,156円	2割負担：1,815円	
	3割負担：82,734円	3割負担：2,722円	

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

要介護度	介護保険利用者負担分		
	月 額	※ 日 額	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
要支援1	1割負担：3,497円	1割負担：115円	1割負担：651円/月
	2割負担：6,993円	2割負担：230円	
	3割負担：10,490円	3割負担：345円	2割負担：1,302円/月
要支援2	1割負担：7,067円	1割負担：233円	3割負担：1,953円/月
	2割負担：14,133円	2割負担：466円	
	3割負担：21,199円	3割負担：699円	

※ 日額について

月途中から利用した場合、または月途中で終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。

- ・ 登録日：利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ・ 登録終了日：利用者と登録事業所の利用契約を終了した日

初期加算

1割負担：31円/日 2割負担：61円/日 3割負担：92円/日

- ・登録日から起算して30日以内の期間につきましては、上記利用料に本料金が加算されます。また、30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始された場合も同様に加算されます。

\*認知症加算(Ⅰ)・(Ⅱ)

\*…主治医意見書・介護認定調査票等に基づき算定となります

・認知症加算(Ⅰ)	1割負担：814円/月	日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められることから介護を必要とする認知症の方(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)
	2割負担：1,628円/月	
	3割負担：2,441円/月	
・認知症加算(Ⅱ)	1割負担：509円/月	要介護2の方で、周囲の者による注意を必要とする認知症の方(認知症日常生活自立度Ⅱ)
	2割負担：1,017円/月	
	3割負担：1,526円/月	

若年性認知症利用者受入加算	1割負担	2割負担	3割負担
小規模多機能型居宅介護	814円/月	1,628円/月	2,441円/月
介護予防小規模多機能型居宅介護	458円/月	916円/月	1,373円/月

・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めること。  
・認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は算定しません。

口腔・栄養スクリーニング加算	・利用開始時及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行い、口腔状態及び栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文章で共有をした場合に6月に1回を限度として加算されます。 ・当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しません。
1割負担:21円/月	
2割負担:41円/月	
3割負担:61円/月	

看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以下について1日につき本料金が死亡月に加算されます。
1割負担:65円/日	
2割負担:130円/日	
3割負担:195円/日	

訪問体制強化加算	登録者の居宅における生活を継続するための指定小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合に加算されます
1割負担:1,017円/月	
2割負担:2,034円/月	
3割負担:3,051円/月	

総合マネジメント体制強化加算	指定小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合に加算されます。
1割負担:1,017円/月	
2割負担:2,034円/月	
3割負担:3,051円/月	

*生活機能向上連携加算（Ⅰ）・（Ⅱ）		
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1割負担:102円/月	規定の外部医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けた上で、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画書の作成を行い、サービス提供をした場合、初回のサービス提供が行われた日の属する月に加算されます。
	2割負担:204円/月	
	3割負担:306円/月	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1割負担:204円/月	規定の外部医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画書の作成を行い、サービス提供をした場合、サービス提供が行われた日の属する月以後3月の間、1日につき本料金が加算されます。
	2割負担:407円/月	
	3割負担:611円/月	

科学的介護推進体制加算	※以下の基準に適合した場合に所定単位数が加算されます。
1割負担:41円/月	・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の利用者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること ・必要に応じて小規模多機能型居宅計画を見直すなど、サービス提供に当たって上記に規定する情報やその他サービス提供するために必要な情報を活用していること。
2割負担:82円/月	
3割負担:122円/月	

(短期利用居宅介護)(1日につき)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金(1割負担)	580円	649円	719円	788円	855円
基本料金(2割負担)	1,160円	1,298円	1,438円	1,575円	1,709円
基本料金(3割負担)	1,739円	1,947円	2,157円	2,362円	2,563円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割負担:22円		2割負担:43円		3割負担:64円

(短期利用介護予防居宅介護)(1日につき)

要介護度	要支援1	要支援2	
基本料金(1割負担)	431円	538円	
基本料金(2割負担)	861円	1,076円	
基本料金(3割負担)	1,291円	1,614円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割負担:22円	2割負担:43円	3割負担:64円

認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行なった場合は、利用を開始した日から起算して7日間を限度として加算されます。
1割負担:204円/日	
2割負担:407円/日	
3割負担:611円/日	

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率(10.2%)を乗じた単位数で加算
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率(7.4%)を乗じた単位数で加算
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数にサービス別加算率(4.1%)を乗じた単位数で加算

※介護職員処遇改善加算の算定要件について

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

- (1)介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2)当該事業者において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長(特別区の区長を含む)に届け出ていること。
- (3)介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長へ届け出ること。
- (4)当該事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。
- (5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6)当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- (7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
  - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
  - (四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。
  - (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
  - (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
- (8)平成27年4月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1)イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること
- (2)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
  - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
    - b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
    - a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
    - b aについて、全ての介護職員に周知していること。
- (3)平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数にサービス別加算率(1.5%)を乗じた単位数で加算
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数にサービス別加算率(1.2%)を乗じた単位数で加算
※介護職員等特定処遇改善加算の算定要件について	
イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	
(1)介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する職員の賃金の改善を実施しなければいけない。	
(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること	
(3)平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容を全ての職員に周知していること。また、介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分ごとに1以上の取組みを行うこと。	
(4)介護職員等特定処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表をしていること。	
(5)サービス提供体制加算の最も上位の区分を算定していること。	
ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	
イ(1)から(4)までに掲げる基準に適合すること。	

介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数にサービス別加算率(1.7%)を乗じた単位数で加算
※介護職員等ベースアップ等支援加算の算定要件について	
(1)介護職員等ベースアップ等支援計画書の作成を行い、賃金改善の見込額が介護職員等ベースアップ支援等支援加算の見込額を上回ること	
(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること	
(3)賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てること	

● その他利用料

入浴関連費	バスタオル 42円/1枚 フェイスタオル 21円/1枚 リンスインシャンプー 25円/1回 ホディソープ 25円/1回
-------	---

摘要	食費	宿泊費	おむつ代	その他
通いサービス 9:00~16:00	昼食 510円 おやつ 100円		・おむつ 100円/枚 ・パット 50円/枚	利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う費用(送迎・訪問サービス) 1km 10円
訪問サービス				
宿泊サービス 16:00~9:00	朝食 380円 夕食 510円	3,500円 (1泊2日)		

- \* ご利用者様の選択による趣味教材費及び行事に係る費用につきましては、実費負担とさせていただきます。
- ★ 介護保険負担限度額認定証(食費・居住費の軽減)は適用対象外となります。
- ★ 社会福祉法人等利用者負担減額制度の利用について
  - ・利用者負担段階第2段階で小規模多機能型居宅介護サービスをご利用の方につきましては、本サービスに係る介護料はこの減額制度の対象になりません。
  - ・利用者負担段階第2段階で介護予防小規模多機能型居宅介護サービスをご利用の方につきましては本サービスに係る介護料は減額制度の対象となります。